

# 市税などの納め忘れは ありませんか？

## 11月は収納対策強化月間です

### 納税推進訪問を行います

納税は国民の義務です。また、市が行政サービスを提供するための大切な財源であります。市税等の滞納が増加しますと期限内にきちんと納付された方との税負担の公平性が確保されず、必要とされる行政サービスの低下を招きかねません。

そこで11月を収納対策推進

	差押え物件	件数	税充当額
差押え	不動産	63	19,690,603
	預貯金	37	
	所得税の還付金	41	
	給与等	10	
	生命保険	17	
	出資金等	3	
公売	不動産	13	8,545,540
合計	—	184	28,236,143

手続きは、市内の金融機関・郵便局や市役所各庁舎の窓口で簡単に行えます（通帳・通帳印・納税通知書などをご持参ください。）

※口座振替依頼書に記載されていますが、今年12月は21日（日）となります。

### 滞納者に対する滞納処分を強化しています

市税等に未納がある場合には、督促状や催告書を送付しています。これらの通知が届いたら速やかに納付をお願いします。そのまま放置し、納税相談も無い場合には滞納処分の対象となり、財産調査、預貯金・生命保険・給与等の差押えを行うこととなります。

■対象となる市税・料金  
住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

### 市税等の納付には 口座振替をお勧めします

口座振替の手続きができれば、納期ごとに金融機関へ出向く必要がないので便利です。別途、振替手数料などはありません。

一度手続きされますと毎年自動更新となりますが、死亡・所有権移転などで納税義務者が変更された場合は新たに手続きが必要となりますのでご注意ください。

滞納処分の件数（左上表）は、毎年、増加傾向にあります。一括納付が困難な場合は、納税相談にご来庁ください。市では次のように平日延長業務・休日業務を行っていますので、納税相談・納税等にご利用ください。

（収税課）

- 平日延長窓口
- ・実施日／毎週木曜日
- ・時間／19時30分まで
- 休日納税相談
- ・実施日／毎月の最終日曜日
- ・時間／9時から16時
- ※但し、今年12月は21日（日）となります。

### 収納対策強化月間Q&A

- Q 税金を納付しないなどのような不利益がありますか。
- A 勤務先に照会の文書が届いたり、財産調査の上、滞納処分が執行されるなど、不利益を被る恐れがあります。納付が遅くなればなるほど延滞金が増え、滞納額が増えます。
- Q 預金の残高不足で引き落としができませんでした。
- A 振替日に振替できなかった方には口座不能通知を送付させていただきます。それをもって金融機関等で納付ください。再振替は行っていませんのでご注意ください。

■問合先／収税課（☎0296-5815621直通、☎5815111・7513111代表）

介護のご相談は  
居宅介護支援事業所  
**さくらがわ**  
☎0296-20-6071

入所・短期入所・  
通所リハビリテーション  
介護老人保健施設  
**さくらがわ**  
☎0296-20-6071  
URL: <http://www.douaikai.or.jp>

内科・外科・消化器内科・  
循環器科・呼吸器科・耳鼻咽喉科  
**延島クリニック**  
☎0296-58-5058